

福島県特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業者及び  
特定乳児等通園支援事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に定めるもののほか、特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第2条 子ども・子育て支援法第55条第2項の規定による届出は、子ども・子育て支援法施行規則第46条第1項に掲げる事項について第1号様式により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 子ども・子育て支援法第55条第3項の規定による届出事項の変更の届出は、子ども・子育て支援法施行規則第46条第2項に掲げる事項について第2号様式により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 子ども・子育て支援法第55条第4項の規定による区分の変更の届出は、子ども・子育て支援法施行規則第46条第3項に掲げる事項について第1号様式により行うものとする。

(届出の提出)

第5条 第2条から前条までの規定による届出は、届出を行う特定教育・保育提供者の所在地を管轄する県保健福祉事務所の長を経由して知事に提出するものとする。

(関係機関への情報提供)

第6条 知事は、第2条から第5条までの規定による届出に関し、国、市町村に対して、情報を提供することができる。

(実施細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年11月14日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。